

5 運行前点検

青パト車両

- 交通事故を起こさないためにも、必ずチェックしましょう。
- 回転灯,その他自動車の灯火類に異常がありませんか。
- ハンドル,ブレーキ,タイヤ等に異常がありませんか。
- 車体に「〇〇パトロール中」等と表示していますか。
- 「標章」を後方から見える位置に掲示していますか。



パトロール従事者

- 必要な携行品を持ちましょう。
(P15で携行品をチェックしましょう。)
- 乗車人員のうち,最低一人は「パトロール実施者証」を携行する必要があります。
- 体調が悪い人は,無理をしないように留意しましょう。



6 注意事項

① 交通違反・事故に注意!

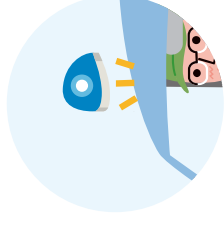
交通ルールを守り,いつもより安全運転を心掛けましょう。



② 防犯パトロールの自覚を!

私的な業務を兼ねたパトロールは絶対に
行わないでください。

青色回転灯(脱着式)は防犯パトロール
中以外は取り外しましょう。



③ 人命救助の優先!

パトロールの従事者として,人命救助を
最優先しましょう。



④ 車両による追跡は,厳禁!

不審者や不審車両が逃走しても追跡など
せず,警察に通報しましょう。



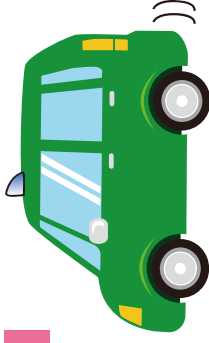
⑤ 秘密を守る！

パトロール活動により知り得た他人のプライバシーや秘密については、他人に漏らさないようにしましょう。



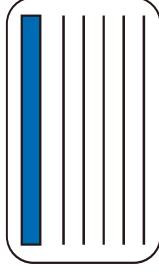
⑥ パトロール中はゆっくり走行！

ほかの車の迷惑になる場合を除き、パトロール中は低速走行を励行しましょう。



⑦ 「標章」、「パトロール実施者証」等の適正管理！

警察から交付された「証明書」、「標章」、「パトロール実施者証」の紛失に留意しましょう。



⑧ わからないことがあれば…

最寄りの警察署・交番・駐在所等に御相談ください。
(P40「警察施設一覧表」を参照してください。)

- 青パトは、犯罪の抑止効果が大きい反面、緊急を要する事案に直面する可能性が高くなります。
- 心構えは必要ですが、危険なことをする必要はありません。
- 安全第一でパトロールをお願いします。

第3章 具体的活動要領

1 緊急時の措置



- 「ひったくり」に遭った
- 「痴漢」に遭った
- 「交通事故」を目撃した
- 「火事」を目撃した等



「110番」通報要領

まずは、落ち着きましょう。
次に、順を追って説明してください。

- ① 何がありましたか
(事件・事故ですか?)
- ② いつ?
- ③ 場所は?
- ④ 犯人の特徴は?
- ⑤ 今の被害状況
- ⑥ 通報者の名前

現場での措置

「人命救助」を最優先に行動してください。

- ① 負傷者を救護する。
(119番通報)
- ② 目撃者を確保する。
- ③ 目撃(発生)時間をメモする。
- ④ 周囲に協力を求める。
- ⑤ 警察官が到着したら説明をする。

2 緊急性が無い場合の措置

青パトが警察車両と間違われた場合は、「自主防犯パトロールの車両」であることを明確に伝えましょう。



- 駐車違反などの交通取り締りの相談
- 落とし物・拾い物の相談
- 事件・事故の相談
- その他警察業務に関する各種相談



自主防犯パトロールであることを伝え、最寄りの警察施設（警察署、交番，駐在所）を教示しましょう。

3 不審な人物・車両、危険な場所を発見した際の対応

- 不審者や不審車両が逃走しても、青パトで追跡せず、「不審者情報連絡シート」や「不審車両情報連絡シート」等にメモして、警察に通報しましょう。
- 街灯のない暗い道など危険な場所を発見した場合は、「危険場所連絡シート」等にメモして、管理者に通報しましょう。

不審者情報連絡シート	P 36
不審車両情報連絡シート	P 37
危険場所連絡シート	P 38

4 子どもの安全を守るパトロール

- ① 子どもが見ても「パトロール中」とわかる服装で行いましょう。
～ 帽子、ジャンパー、腕章、タスキ等
- ② パトロールに有効な時間帯で行いましょう。
～ 子どもたちの登下校時間や帰宅時間帯等
- ③ 学校関係者等と連携して、集団での登下校を呼び掛けるなど、子どもたちには積極的に声を掛けて注意を喚起しましょう。
- ④ パトロール活動で得た情報は、団体に共有して、警察や関係機関に情報提供しましょう。
～ 不審者情報連絡シート、不審車両情報連絡シート、危険場所連絡シート等の活用



鹿児島県警察の主な取組

詳しい内容は、掲載ページを御覧ください。

子どもを守る合言葉「いかのおすし」	P 27
「子ども110番の家」	P 28
「県警あんしんメール」	P 29
「犯罪情報マップ」	P 31

第4章 青パト活動に必要な書類

1 新規申請

申請書等について「規定された様式」については、「管轄する警察署」で受領後、提出してください。

申請書等 (規定様式)	添付資料 (申請者準備)
<input type="checkbox"/> 証明申請書	<input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し <input type="checkbox"/> 車両の写真 (前面, 側面) <input type="checkbox"/> 青色回転灯及び「団体名称及びパトロール中表示」の資料
<input type="checkbox"/> 団体の概要	<input type="checkbox"/> 団体の規約 <input type="checkbox"/> 会員名簿
<input type="checkbox"/> 自動車による自主防犯パトロールの概要	<input type="checkbox"/> パトロール計画書 <input type="checkbox"/> パトロール地域の見取図
<input type="checkbox"/> 誓約書	
※ 法人・関係者以外の車	<input type="checkbox"/> 車両使用承諾書
※ 委嘱による場合	<input type="checkbox"/> 委嘱状等の証明できる資料

2 変更・再交付申請等

「団体名」・「所在地」・「代表者」に変更があった場合

申請書等 (規定様式)	添付資料 (申請者準備)
<input type="checkbox"/> 証明書記載事項変更申請書	<input type="checkbox"/> 警察署へ問合せ ※ 警察署へ問合せ

「車両」に変更があった場合

申請書等 (規定様式)	添付資料 (申請者準備)
<input type="checkbox"/> 証明書記載事項変更申請書	※ 新規車両についての以下の資料 <input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し <input type="checkbox"/> 車両の写真 (前面, 側面) <input type="checkbox"/> 青色回転灯及び「団体名称・パトロール中表示」の資料
	※ 車両を借り受ける場合は更に <input type="checkbox"/> 車両使用承諾書

「パトロール実施者」に変更があった場合

申請書等 (規定様式)	添付資料 (申請者準備)
<input type="checkbox"/> パトロール実施者変更申請書	<input type="checkbox"/> パトロール実施者名簿

○ パトロール実施者証を取得する方は、原則、事前に「青パト講習」を受ける必要があります。

「パトロール実施地域」に変更があった場合

申請書等 (規定様式)	添付資料 (申請者準備)
<input type="checkbox"/> 証明書記載事項変更申請書	<input type="checkbox"/> パトロール地域の見取図

☆ 次の証明書等は返納してください。

- ① 記載内容を変更した場合、変更前の「証明書」
- ② 従事しなくなった方の「パトロール実施者証」
- ③ 従事しなくなった車両の「標章」

「証明書、標章、実施者証」を「紛失・き損・汚損」したため、再交付を受ける場合

申請書等（規定様式）	添付資料（申請者準備）
<input type="checkbox"/> 再交付理由書	※ き損又は汚損した場合は
<input type="checkbox"/> 再交付申請書	<input type="checkbox"/> き損等した証明書、標章、実施者証

- 再交付理由書～紛失者等が団体代表者へ提出する書類
- 再交付申請書～団体代表者が警察へ申請する書類
- 「紛失」した場合は、「再交付申請書」と「再交付理由書」のみの提出です。

青パト団体を解散する場合

申請書等（規定様式）	添付資料（申請者準備）
<input type="checkbox"/> 返納届	<input type="checkbox"/> 証明書、標章、実施者証

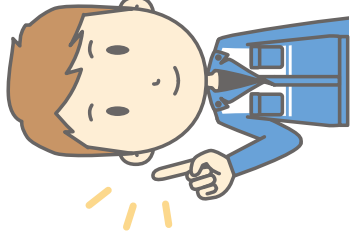
- 青パト活動をやめる場合、交付を受けた証明書等を返納してください。

証明書に記載された実施地域以外で実施する場合

申請書等（規定様式）	添付資料（申請者準備）
<input type="checkbox"/> デモンストレーション等 運行実施申請書	<input type="checkbox"/> 概要が分かる書類

パレード等のため証明書に記載された実施地域以外で、青色回転灯を点灯させて運行を行う場合は、パレード等用の「標章」を申請して、交付を受ける必要があります。
～「パレード」、「出発式」、「合同パトロール」等

3 「自動車検査証」の変更手続



「道路運送車両法」第67条等により、青パトは自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」としての記載が義務づけられています。

青パトとして車両を運行する前に



警察の「証明書」を持参して、運輸支局等において、証明発行日から15日以内に自動車検査証へ「自主防犯活動用自動車」と記載してもらおう必要があります。

青パトとして車両を運行しなくなった場合



警察へ申請してから、運輸支局等において、自動車検査証に記載されている「自主防犯活動用自動車」を削除してもらおう必要があります。